

一管区水路通報第 2 5 号



平成 2 0 年 7 月 4 日

第一管区海上保安本部

第 4 3 2 項	北海道南岸	函館港	岸壁改良工事
第 4 3 3 項	北海道南岸	汐首岬東方	防波堤築造工事
第 4 3 4 項	北海道南岸	恵山岬東方	射撃訓練
第 4 3 5 項	北海道南岸	内浦湾	護岸築造工事
第 4 3 6 項	北海道南岸	内浦湾	防波堤築造工事等
第 4 3 7 項	北海道南岸	チキウ岬北東方	掘下げ作業
第 4 3 8 項	北海道南岸	苫小牧港	灯浮標移設
第 4 3 9 項	北海道南岸	苫小牧港	船舶通航信号所変更
第 4 4 0 項	北海道南岸	浦河港西北西方	射撃訓練
第 4 4 1 項	北海道南岸	襟裳岬西方	射撃訓練
第 4 4 2 項	北海道東岸	羅臼港北東方	掘下げ作業
第 4 4 3 項	北海道北岸	紋別港北西方	離岸堤築造工事
第 4 4 4 項	北海道北岸	宗谷岬南東方	防波堤築造工事等
第 4 4 5 項	北海道西岸	稚内港～余市港	曳航作業
第 4 4 6 項	北海道西岸	小樽港	船舶通航信号所設置
第 4 4 7 項	北海道西岸	岩内港北方	灯付浮標設置作業等
第 4 4 8 項	北海道西岸	奥尻島	魚礁設置作業
第 4 4 9 項	北海道西岸	江差港南方	魚礁設置作業
第 4 5 0 項	北海道西岸	江差港南方	突堤等築造工事
第 4 5 1 項	津軽海峡	西口	ロケット射撃訓練
第 4 5 2 項	津軽海峡	東口	ロケット射撃訓練

水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手出来ます。

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

FAX番号 0134-27-6190 (ポーリングサービス)

0134-32-9319 (情報ボックス) は昨年(H19年)12月で終了しました。

FAXをご利用になる方は0134-27-6190 (ポーリングサービス) を
ご利用ください。

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町 5 番 3 号小樽港湾合同庁舎(5階)

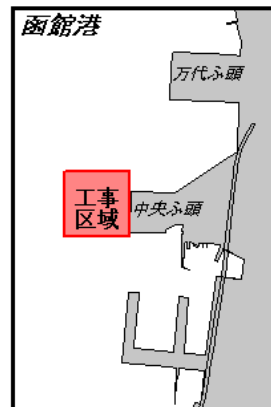
TEL(0134)27-0118(内線2515) FAX(0134)32-9301

メールアドレス sodan1@jodc.go.jp

20年432項 北海道南岸 - 函館港、第2区 岸壁改良工事
 一管区水路通報20年18号270項関連

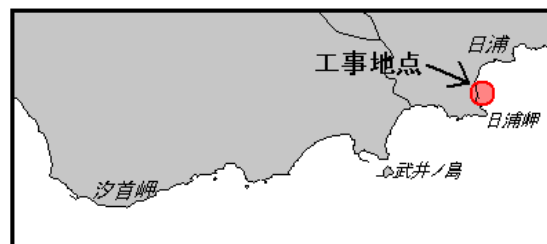
下記の期間で、岸壁改良工事の工事区域が拡張される。

期 間 平成20年7月4日～15日
 区 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 41-46-54.6N 140-43-19.5E
 (2) 41-46-54.6N 140-43-08.7E
 (3) 41-47-02.7N 140-43-08.7E
 (4) 41-47-02.7N 140-43-19.5E
 備 考 灯付浮標(黄色4秒1閃)で工事区域を表示。
 区域内設置の起重機船アンカーロープに赤旗設置。
 警戒船配備。
 海 図 W6
 出 所 函館港長



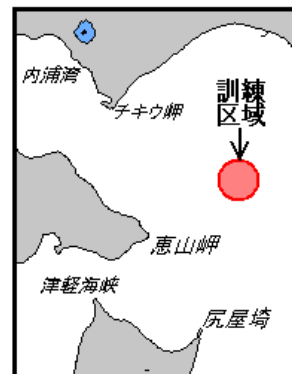
20年433項 北海道南岸 - 汐首岬東方、日浦岬付近(日浦漁港) 防波堤築造工事
 下記位置で、防波堤築造工事が実施されている。

期 間 平成21年3月19日まで
 位 置 41-43.7N 141-03.1E 付近
 海 図 W10
 出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年434項 北海道南岸 - 恵山岬東方 射撃訓練
 下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 日 平成20年7月10日 1600～2300
 区 域 42-01.1N 141-40.0E
 を中心とする半径5海里の円内区域
 備 考 自船警戒。
 国際信号旗「UY」旗及び「NE4」旗掲揚。
 紅色閃光灯点灯。
 海 図 W1030 - W1070
 出 所 第三管区海上保安本部警備救難部



20年435項 北海道南岸 - 内浦湾、砂碕南東方(本別漁港) 護岸築造工事
 下記位置で、護岸築造工事が実施されている。

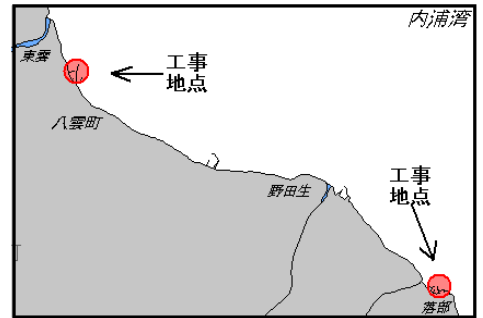
期 間 平成21年3月19日まで
 位 置 42-03.4N 140-48.3E 付近
 海 図 W17
 出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年436項 北海道南岸 - 内浦湾、(落部漁港、八雲漁港) 防波堤築造工事等

下記2地点で、防波堤築造工事及び掘下げ作業が実施されている。

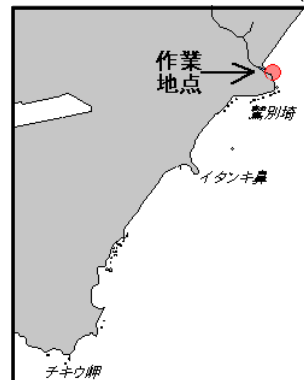
期 間 区域(1) 平成20年12月22日まで
 区域(2) 平成20年12月10日まで
 区 域 (1) 落部漁港 42-11.5N 140-25.9E 付近
 (2) 八雲漁港 42-15.3N 140-17.2E 付近
 海 図 W17
 出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年437項 北海道南岸 - チキウ岬北東方、鷺別埼付近(鷺別漁港) 掘下げ作業

下記位置で、掘下げ作業が実施されている。

期 間 平成20年10月10日まで
 位 置 42-21.4N 141-03.2E 付近
 海 図 W14
 出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部

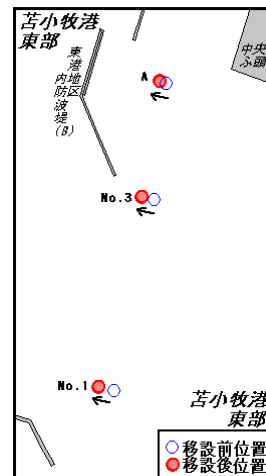


20年438項 北海道南岸 - 苫小牧港、第4区 灯浮標移設

下記位置の灯浮標が移設されている。

位 置 下記3地点
 (1) No.1 (変更前)42-35-24.3N 141-46-23.0E
 (変更後)42-35-25.0N 141-46-19.1E
 (2) No.3 (変更前)42-36-00.0N 141-46-33.6E
 (変更後)42-36-00.6N 141-46-30.1E
 (3) A (変更前)42-36-22.1N 141-46-36.3E
 (変更後)42-36-22.4N 141-46-34.7E

海 図 W1033B
 出 所 苫小牧港長



20年439項 北海道南岸 - 苫小牧港 船舶通航信号所変更
一管区水路通報20年24号410項削除

下記のとおり、苫小牧船舶通航信号所の業務が7月1日から変更された。

名称 苫小牧船舶通航信号所

位置 42-38-02N 141-37-15E

海岸局識別又は電話番号若しくはファクシミリ番号

- 通報用
- 1 船舶自動識別装置(AIS)による場合
004310110
 - 2 電話による場合
0144-37-4571
 - 3 ファクシミリによる場合
0144-37-4572

通報に使用する用語

- 1 船舶自動識別装置(AIS)による場合
英語
- 2 電話及びファクシミリによる場合
日本語

通報事項 1 船舶自動識別装置(AIS)による場合

苫小牧水路及び勇払水路(それぞれ港則法施行規則(昭和23年運輸省令第29号)別表第4に掲げる苫小牧水路及び勇払水路をいう。以下「水路」という。)並びにその付近水域における次の事項

- イ 航行船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況
- ロ 船舶の交通の制限又は禁止の状況
- ハ 航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況
- ニ 航行船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況
- ホ その他船舶の航行の安全上必要な事項

2 電話及びファクシミリによる場合

- イ 水路における管制の状況
- ロ 前号ハからホに掲げる事項

通報時間 1 船舶自動識別装置(AIS)による場合

適時

2 電話及びファクシミリによる場合

随時

記 事 1 通報事項の項各号に掲げる事項に関する情報の提供は、通報容量の制限、情報の編集の都合等により、情報の一部を省略して行う場合がある。

2 船舶自動識別装置(AIS)を備えた船舶から自動的に送信される当該船舶の船名、船舶局識別、船種、船速等の情報が正確でないとき又は当該船舶の船長が船舶自動識別装置(AIS)を常時作動させていないときには、特定の船舶を識別することができない場合がある。

3 船舶自動識別装置(AIS)による通報は、無線通信のふくそう状況により、適時に行うことができない場合がある。

4 苫小牧船舶通航信号所を行う通報は、操船を指示するものではない。

海 図 W1033A

参照書誌 411 8101.2番

出 所 第一管区海上保安本部交通部

20年440項 北海道南岸 - 浦河港西北西方 射撃訓練

下記区域で、自衛隊による射撃訓練が実施される。

期 間 平成20年7月16日～8月31日 毎日0800～1700

区 域 陸上自衛隊「静内対空射撃訓練場」

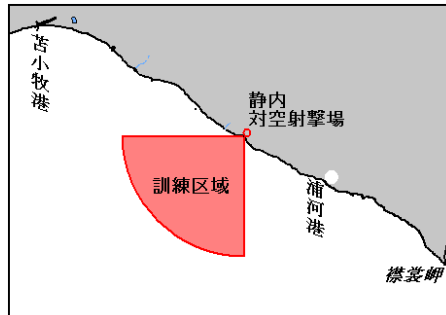
42-18-26N 142-26-33E を中心とする半径40kmの円のうち、
方位180°～270°の扇形海面及びその上空13,000mまで

備 考 射撃開始及び終了時にサイレン吹鳴

射撃時間中は監視塔に赤色吹流しを掲揚

海 図 W1030

出 所 陸上自衛隊北部方面総監部



20年441項 北海道南岸 - 襟裳岬西方 射撃訓練

下記区域で、航空自衛隊による空対空射撃訓練が実施される。

期 間 平成20年7月31日まで(土、日及び祝日は除く。)毎日0800～1700

区 域 下記5地点により囲まれる区域及びその上空9,144mまで

(1) 41-43-09N 142-59-46E

(2) 41-20-10N 142-59-46E

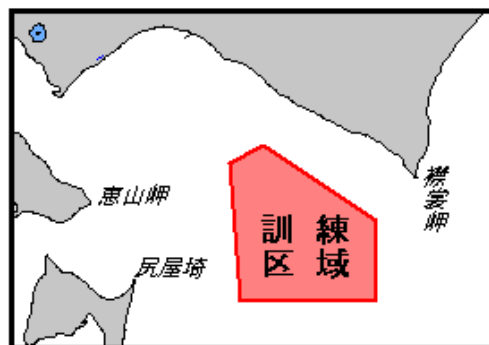
(3) 41-20-10N 142-07-47E

(4) 41-59-09N 142-03-47E

(5) 42-04-09N 142-16-46E

海 図 W1030

出 所 防衛省航空幕僚監部



20年442項 北海道東岸 - 羅臼港北東方、サシルイ崎付近(オッカバケ漁港)掘下げ作業

下記位置で、掘下げ作業が実施されている。

期 間 平成20年7月15日まで

位 置 44-04.4N 145-14.7E 付近

海 図 W42

出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年443項 北海道北岸 - 紋別港北西方 離岸堤築造工事

下記位置で、離岸堤築造工事が実施されている。

期 間 平成21年3月30日まで
 位 置 44-31.2N 143-03.8E 付近
 海 図 W1039
 出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年444項 北海道北岸 - 宗谷岬南東方、杖苦内埼付近（東浦漁港） 防波堤築造工事等

下記位置で、防波堤及び船揚場の築造工事及び掘下げ作業が実施される。

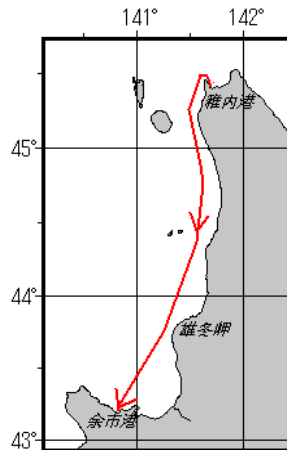
期 間 平成20年7月7日～12月31日
 位 置 45-25.4N 142-02.2E 付近
 備 考 黄色旗付ボンデンで工事区域を表示。
 潜水作業中は、国際信号旗「A」旗掲揚。
 海 図 W1040
 出 所 稚内海上保安部



20年445項 北海道西岸 - 稚内港～余市港 曳航作業

下記のとおり、曳船「天翔丸(103t)」による浮棧橋の曳航作業が実施される。

期 間 平成20年7月9日～10日
 曳航経路 稚内港～余市港
 備 考 曳航長約315m。
 浮棧橋は、長さ50m×幅10m。
 海 図 W1040 - W1045 - W28
 出 所 小樽海上保安部



20年446項 北海道西岸 - 小樽港 船舶通航信号所設置

一管区水路通報20年24号425項削除

下記のとおり、小樽船舶通航信号所の業務が7月1日から開始された。

名称 小樽船舶通航信号所

位置 43-11-59N 141-00-14E

海岸局識別(通報及び通信用)

- 004310102 (稚内送受信所)
- 004310103 (元地送受信所)
- 004310104 (千望台送受信所)
- 004310105 (赤岩送受信所)
- 004310106 (弁慶岬送受信所)
- 004310107 (茂津多岬送受信所)
- 004310108 (鷗島送受信所)
- 004310109 (チキウ岬送受信所)
- 004310110 (苫小牧送受信所)
- 004310111 (静内送受信所)
- 004310112 (襟裳岬送受信所)
- 004310113 (上厚内送受信所)
- 004310114 (釧路崎送受信所)
- 004310115 (湯沸岬送受信所)
- 004310116 (納沙布岬送受信所)
- 004310117 (羅臼送受信所)
- 004310118 (宇登呂送受信所)
- 004310119 (紋別山送受信所)
- 004310120 (知駒送受信所)
- 004310203 (龍飛崎送受信所)
- 004310205 (尻屋崎送受信所)

通報又は通信に使用する用語

英語

- 通報事項
- 1 北海道沿岸海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置状況
 - 2 北海道沿岸海域に係る気象、波浪等についての警報又は注意報の発令の状況
 - 3 襟裳岬における風向、風速、気圧及び波高、釧路崎、納沙布岬、金田ノ岬、青苗岬、松前、大間崎、恵山岬、積丹岬及び焼尻島における風向、風速及び気圧、龍飛崎及び尻屋崎における風向、風速及び波高、苫小牧、十勝大津、能取岬、鱸作崎、松前小島、弁慶岬及び天売島における風向及び風速並びに神威岬における波高
 - 4 北海道沿岸海域における航路標識の異常の状況
 - 5 北海道沿岸海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況
 - 6 その他船舶の航行の安全上必要な事項

通報時間 適時

通信事項 北海道(根室市歯舞群島、色丹郡、国後郡、択捉郡、紗那郡及び虻取郡を除く。)の陸岸から約12海里以内の海域のうち、主として主要通航路にある船舶自動識別装置(AIS)を備えた船舶の航行の安全上必要な事項

通信時間 常時

- 記 事
- 1 通報事項の項各号に掲げる事項に関する情報の提供は、通報容量の制限、情報の編集の都合等により、情報の一部を省略して行う場合がある。
 - 2 船舶自動識別装置(AIS)を備えた船舶から自動的に送信される当該船舶の船名、船舶局識別、船種、船速等の情報が正確でないとき又は当該船舶の船長が船舶自動識別装置(AIS)を常時作動させていないときには、特定の船舶を識別することができない場合がある。
 - 3 通報及び通信は、無線通信のふくそう状況により、適時に行うことができない場合がある。
 - 4 通報事項の項第3号に掲げる情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行う。
 - 5 小樽船舶通航信号所で行う通報及び通信は、操船を指示するものではない。

海 図 W5

参考書誌 411

出 所 第一管区海上保安本部交通部

20年447項 北海道西岸 - 岩内港北方 灯付浮標設置作業等

下記区域で、灯付浮標修繕のための撤去及び設置作業が実施される。

期 間 平成20年7月11日～9月5日

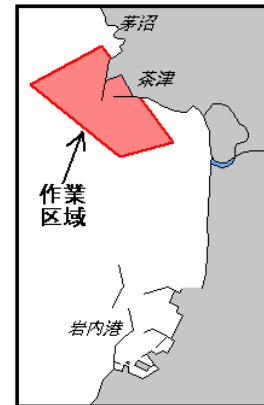
区 域 下記4地点を結ぶ線及び岸線により囲まれる区域

- (1) 43-01.6N 140-31.2E
- (2) 43-01.3N 140-30.4E
- (3) 43-02.1N 140-29.2E
- (4) 43-02.5N 140-30.2E

備 考 修繕対象浮標は7基。
浮標撤去中、仮浮標(黄色灯、4秒1閃)設置。

海 図 W11

出 所 小樽海上保安部



20年448項 北海道西岸 - 奥尻島、青苗港 魚礁設置作業

下記区域で、魚礁設置作業が実施される。

期 間 平成20年7月15日～9月30日

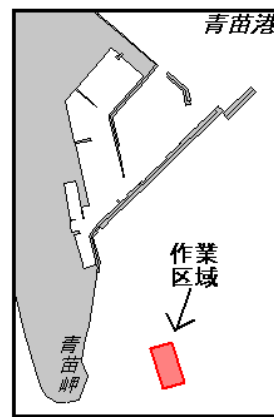
区 域 下記2地点を結ぶ線上幅80m

- (1) 42-03-11N 139-27-16E
- (2) 42-03-06N 139-27-18E

備 考 円柱型魚礁(直径約3m、高さ約1m)182基設置。
灯付浮標で作業区域を表示。
潜水作業を伴う。

海 図 W32

出 所 江差海上保安署



20年449項 北海道西岸 - 江差港南方、大崎付近 魚礁設置作業

下記位置で、魚礁設置作業が実施される。

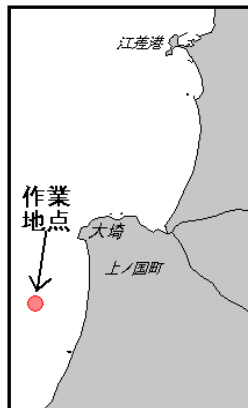
期 間 平成20年7月10日～8月30日

位 置 41-46.7N 140-03.0E 付近

備 考 オクトム二段差積礁(長さ約1.7m×幅約1.7m×高さ約1.6m)400基設置。
浮標で工事区域を表示。

海 図 W11

出 所 江差海上保安署



20年450項 北海道西岸 - 江差港南方、日方泊岬付近(小砂子漁港) 突堤等築造工事

下記位置で、突堤及び物揚場築造工事が実施されている。

期 間 平成20年10月10日まで
位 置 41-39.0N 139-59.9E 付近
海 図 W10
出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年451項 津軽海峡 - 西口 ロケット射撃訓練

下記区域で、自衛艦7隻による対空及び対潜ロケット射撃訓練が実施される。

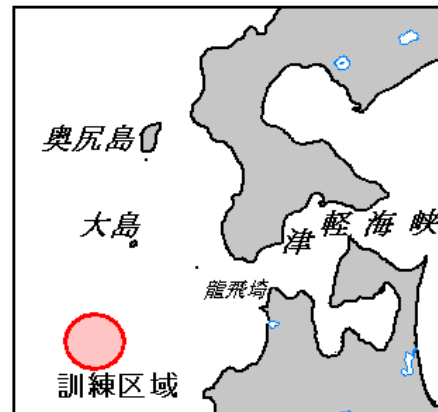
期 間 平成20年7月15日～17日(予備日18日) 毎日0600～1800

区 域 40-55-09N 139-04-48E
を中心とする半径10海里の円内区域

備 考 国際信号旗「B」旗掲揚

海 図 W43

出 所 防衛省海上幕僚監部



20年452項 津軽海峡 - 東口 ロケット射撃訓練

下記区域で、自衛艦6隻による対空及び対潜ロケット射撃訓練が実施される。

期 間 平成20年7月15日～17日(予備日18日) 毎日0600～1800

区 域 41-20-10N 142-29-47E
を中心とする半径15海里の円内区域

標 識 国際信号旗「B」旗掲揚

海 図 W43 - W53

出 所 防衛省海上幕僚監部

